平成28年2月12日宣告 裁判所書記官

平成24年(わ)第887号,第987号,平成25年(わ)第116号,第20 8号,第443号,第574号,第828号 死体遺棄,逮捕監禁,殺人,監禁, 詐欺,生命身体加害略取被告事件

判

主

被告人を懲役23年に処する。

未決勾留日数中250日をその刑に算入する。

理由

(犯行に至る経緯等)

1 被告人は、平成15年頃、高松市内で実父A(以下「A」という。), 実母 B(後にAとの離婚届出により旧姓Cに戻る。以下「B」という。)及び実 姉D(後にEとの婚姻届出によりF姓となる。以下「D」という。)と共に 生活し、高校に通っていた。

その頃、G(以下「G」という。)は、兵庫県尼崎市 a 通 b 丁目 c 番 d 号所在のマンション「H」f 号室(以下「H」という。)に住んでいた。Hには、Gの内縁の夫(以下「I」という。)、義理の妹 J(以下「J」という。)、養子(以下「K」という。)、Jの実子であるが戸籍上はGの子とされ、後に被告人の夫となる(以下「L」という。)などのほか、Jとの婚姻実体はないが戸籍上は同人の夫となっていた(以下「M」という。)、家政婦的な立場の(以下「N」という。)なども同居して、Gの下で共同生活をしていた(以下Hで共同生活をしていた者たちを「O家」という。)。なお、Mの実弟P(以下「P」という。)は、Gの下から何度か逃亡し、当時も逃亡中であったが、その後連れ戻されてHで生活していた。また、平成18年には、Pが逃亡中に知り合ったE(以下「E」という。)もHでGらと共同生活を

するようになった。

2 平成15年2月頃、Bが、兄Qの元妻の連れ子で、当時Gの下にいたR(以下「R」という。)の面倒を見ると言って同人を高松のA方に連れ帰ったことから、Gは、Rに命じてA方でわざと粗暴な振る舞いをさせ、その対応に困ったBから「手に負えない。」と泣きつかれると、高松のA方に乗り込み、Rの扱いについてBを強く責めた。さらに、Gは、Bの親族も集めさせて長時間の話合いを強制し、同人らを言葉巧みにけしかけて互いに暴力を振るわせるなどした上、Bに対しては、親族に殴らせるほか、顔にガムテープを貼る、食事や睡眠を制限する、人前での性行為を強要するなどの虐待行為を繰り返した。

被告人は、当初、Gに敵意を抱いていたが、その後、Gから、褒められたり、Bには分かってもらえなかった心情について理解を示されたりなどするうち、次第にGに親近感を覚えるようになり、AやBとは別れ、Gに付き従ってO家の者になろうという気持ちになっていった。そして、Bが平成15年8月に、Aがその翌月に、それぞれ行方をくらました後、被告人はDと共にHでGらと共同生活をするようになった。

3 Gは、O家の他の者たちに対して、面倒見のよい面もあったが、総じて、怒りやすく、暴力的で、虐待行為にも躊躇がなかった。同人らは、このような Gの下で、その怒りを買って虐待の対象とならないよう、Gの意向に従って 行動していた。

被告人の実姉Dは、Gからたびたび虐待を受け、平成16年春に一人で、また、平成20年6月にはEと二人でHから逃げ出したが、いずれの時にも、後日Gらに見付かってHに連れ戻されていた。

被告人は、Hで生活するようになって以降、Gから虐待を受けた時期もあったが、Gに認めてもらいたいという思いから、Gの意向に従った行動をするように心掛けていた。

(罪となるべき事実)

- 第1 被告人は、G、J、R、I、K、Lらと共謀の上、Mを事故死に見せかけて 殺害し、保険会社から死亡保険金をだまし取ろうと企て、
 - 1 遅くとも平成17年3月上旬頃には、O家の一員としてGの意向に従って行 動せざるを得なかったM(当時51歳)に対し、走行中の自動車の前に自ら飛 び出して死ぬように命じた上、恐怖のためこれを実行できないでいた同人に対 して、同年5月下旬頃までの間に、「今更何言ってんねん。」などと怒鳴りつ け、3日間にわたって飲食を与えず、同人の両腕を机に打ち付けるなどの暴行 を加え、長時間の正座を強制するなどして、死ぬことを拒むことができない心 境に追い込んだ上で、沖縄県の指定名勝Sから飛び降りて死ぬよう命じ、同年 6月中旬頃,同人を同県へ同行し,同月30日頃,同県国頭郡 f 村gh番地の i所在のロッジ「T」において、それぞれ同人と死別の挨拶を交わし、翌7月 1日午前9時過ぎ頃、同所において、同人に対し、前記Sから飛び降りて死ぬ よう改めて申し向けつつ、同人の身に着けていたネックレスを遺品として受け 取る形見分けの儀式をした上で、同日午前10時20分頃、同村ik番地所在 のS(高さ約27.5メートル)の上において、集合写真の撮影を装って、M を同崖の縁に立たせ、同人に近付いてその横に立ち並んだり、前に座ったりな どした上、「はよせな、はよせな。」などと言って、同人に早く同崖から飛び 降りるよう働きかけるなどし、同人をして、同崖から飛び降りる以外の行為を 選択することができない心理状態に陥らせて同崖から飛び降りさせ,よって, その頃、同崖下において、同人を頭部損傷により死亡させて殺害し、
 - 2 平成17年7月上旬、Mを被保険者とする普通傷害保険契約の保険会社であるU株式会社と代理店委託契約を締結しているVらを介し、大阪市1区mn丁目o番p号Wビル所在の同社X課において、担当者のYに対し、真実は被告人らがMを殺害したものであるのに、その事実を秘し、あたかも同人が前記Sから誤って転落し、事故死したように装って、嘘の事故報告を行うとともに、保

険金支払事務を進めるよう依頼し, さらに, 同年11月1日頃, 前記Vを介し, 前記X課において、同社に対し、前同様の嘘の内容を記載した保険金請求書を 提出するなどしてJに対する保険金の支払を請求し、同社Ζ部長AAに、Μが 急激かつ偶然な外来の事故によって転落死したものであり、同社に保険金の支 払義務があるものと誤信させて、 」の相続分に従った保険金の支払を決意させ、 よって、同年11月4日及び平成18年12月29日の2回にわたり、兵庫県 尼崎市a町r丁目s番t号AB銀行u支店に開設されたJ名義の普通預金口座 に現金合計3000万円を振込送金させ、もって人を欺いて財物を交付させる とともに、同年12月下旬頃、前記Wビル所在の同社AC課において、担当者 のADに対し、真実はMの実弟であるPがその相続分に従った保険金の請求及 び受領を」に委ねた事実はないのに、その事実があるように装い、保険金の請 求及び受領に関し、同人を相続人の代表とすることにPが同意した旨の虚偽の 書面を提出し,同社に対し,Pの相続分に従った保険金についても J に対して 支払うよう請求し、前記AAをして、Jの受領等の権限についても誤信させて 同請求に係る支払を決意させ、よって、同年12月29日、前記普通預金口座 (ただしAE銀行) に現金1000万円を振込送金させ, もって人を欺いて財 物を交付させ,

3 平成17年7月8日頃、東京都墨田区 v w 丁目 x 番 y 号 A F 所在の A G 会社 A H 課に電話をかけるなどし、同社社員の A I や担当者の A J に対し、同社を保険会社とし、Mを被保険者とする普通傷害保険契約につき、真実は被告人らがMを殺害したものであるのに、その事実を秘し、あたかも同人が前記 S から誤って転落し、事故死したように装って、嘘の事故報告を行うとともに、保険金支払事務を進めるよう依頼し、さらに、同月下旬から同年8月上旬頃、同社と業務委託契約を締結している株式会社 A K の調査員 A L らを介し、前記 A H 課において、A G 株式会社に対し、前同様の嘘の内容を記載した保険金請求書を提出するなどして保険金の支払を請求し、同社の A H 課長 A M らに、M が急

激かつ偶然な外来の事故によって転落死したものであり、同社に保険金の支払 義務があるものと誤信させて支払を決意させ、よって、同年11月7日及び平 成18年11月6日の2回にわたり、兵庫県尼崎市 z 町 a a 丁目 a b 番 a c 号 A N銀行 a d 支店に開設された J 名義の普通預金口座に現金合計1000万円 を振込送金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。

第2 被告人は、Gらと共に、前記のとおり平成15年以降行方をくらましていた Bが和歌山県西牟婁郡 a e 町 a f a g 番地所在のAOにおいて住み込みで働い ていることを突き止めるや同所に押しかけ、G、R、I、K、L及びDと共謀 の上、BをHに連れ帰れば再び暴行等の虐待行為の対象となることを認識しな がら、平成19年12月1日から同月3日までの間、前記AOにおいて、平成 15年に受けた虐待によりGらを畏怖していたB(当時58歳)に対し「あ んた、娘ほったらかしにして、人に押し付けて、何考えてんねん。」などと 怒鳴りつけ,同番地のah所在のAO社員寮ai階aj号室において,Bを大 勢で取り囲み、同人に対し「無責任やな。」、「子供のことほったらかして心 配なれへんかったんか。」、「腹立つわ。」、「そんな逃げ出せる立場やった んか。」、「おのれが張本人やろうが。」、「のんきにしやがって。」などと 罵り、さらに、前記AOにおいて、「いったん尼崎に戻ります。」などと言っ た同人に対し「いったんって何やの。1週間や2週間で終わる話ちゃうで。ま た何のんきなこと言ってんの。」などと怒鳴りつけて、同人の身体、自由等に どのような危害を加えるかもしれない態度を示して脅迫し、同月3日頃、自動 車に同人を乗せてHまで連れ帰り、もって身体に対する加害の目的をもって略 取した。

第3 被告人は,

1 G, R, I, J, K及びLと共謀の上, 前記のとおり平成20年6月にDが Eと二人でHから逃げ出して行方をくらませたことに対する制裁として, 同年 7月頃、D(当時25歳)をHのベランダに置かれた樹脂製物置内に入れ、そ

の頃から平成20年12月上旬頃までの間(そのうち同年9月中旬以降はEと も共謀の上)、同物置内に監視カメラを取り付け、前記ベランダから共用廊下 に通じる勝手口に防犯ブザーを取り付けた上、Gや被告人らの監視の下に一時 的に外出させたほかは、Dの動静を監視カメラの映像及び直接の目視によって 監視するなどして、前記ベランダから同人が脱出することを著しく困難にし、 もって同人を不法に監禁するとともに、その間、同人に対し、秋以降は低温と なることもある同物置内等において、半袖シャツ等の薄い衣服しか与えず、顔 面、頭部、身体等を多数回殴ったり蹴ったりするなどの暴行を加え、食事の回 数を制限して栄養及び量の偏ったものを摂取させ、睡眠を短時間に制限し、同 物置内のバケツに排泄させたり、身体を洗う機会を多くても週に1回程度に制 限したりなどして不衛生な環境下に置き,直立不動や正座など特定の姿勢でい ることをしばしば長時間強制するなどの虐待行為を継続的に加えて、同人の身 体に、多数の外傷を生じさせたほか、やせ細らせるなどして、遅くとも同年1 1月中旬頃には、そのまま同様の監禁及び虐待行為を続ければDを死に至らせ る危険性がある程度に衰弱させた上で、G、R、E、I、J、K及びLと共謀 の上、殺意をもって、Dに対し、その頃から同年12月上旬頃までの間、同所 において、前記同様の監禁及び虐待行為を継続して一層同人を衰弱させ、よっ て, その頃, 同物置内において, これら一連の虐待行為によって引き起こされ た低栄養・低体温等の複合による諸臓器の機能不全により死亡させて殺害し,

2 G及びJと共謀の上、被告人の長女に暴言を吐いたことでGを怒らせていた NがGに許されてもいないのに自由に行動していたことに対する制裁として、 平成20年11月5日頃、N(当時67歳)を監視カメラ付きの前記樹脂製物 置内に入れ、その頃から同月10日頃までの間(そのうち遅くとも同月9日未 明頃以降についてはR、E、I、K及びLとも共謀の上)、同物置の扉を施錠したり、動静を監視カメラの映像及び直接の目視によって監視するなどして、 Nが同物置から脱出することを著しく困難にし、もって同人を不法に監禁した。

- 第4 被告人は、G、R、E、I、K及びJと共謀の上、殺意をもって(I、K及 びJについては傷害の犯意で),当時O家で預かっていた少女の胸をPが触っ たことに対する制裁として、平成23年7月25日未明頃、Hにおいて、P (当時53歳)に対し、その顔面を手で殴るなどして、同所のベランダに設置 された高温多湿のラティス製物置内に同人を入れ、その頃から同月27日の日 中までの間、Pの両腕・両脚をPPロープ、手錠、丸太等を使って緊縛し、そ の手錠を重量約24キログラムのステンレス製重しにつなぎ、周囲に金たわし を多数配置するなどして身動きできないようにした上、同物置出入口につっか え棒をし、同人の動静を監視して、同人が同物置から脱出することを不可能に し、もって同人を不法に逮捕監禁するとともに、同人に対し、前記のとおり緊 縛するなどして正座のまま身動きできないようにした上、口の中にタオルを入 れてその上から顔面にガムテープを巻き付け、生存に必要な水分及び栄養を摂 らせず、顔面、腕部、大腿部、下腿部、胸部等を多数回にわたって足で蹴る、 手拳やサンダルで殴打する,サンダルで突くなどの暴行を加え,よって,同月 27日の日中、同物置内において、これら一連の行為によって引き起こされた 高カリウム血症に基づく心停止又は肺塞栓症に基づく循環不全により同人を死 亡させて殺害した。
- 第5 被告人は, G, I, E, R, K及びJと共謀の上,
 - 1 平成23年7月27日夜、Hから、Pの死体を搬出して、普通乗用自動車に 積載した上、同死体を同市 a 1 通 a m丁目 a n 番 a o 号所在の倉庫に運び込み、 同所において、同死体をドラム缶に入れた上、セメントを流し込み、そのまま 同年11月4日頃まで、同死体を同所に放置し、
 - 2 さらにLとも共謀の上、同年11月4日頃、前記倉庫から、前記のとおりドラム缶にコンクリート詰めにしたPの死体を搬出して、普通乗用自動車に積載した上、同死体を同市apaq番ar号所在の民家に運び込み、さらに、同月5日頃、同民家から同死体を搬出して、普通乗用自動車に積載した上、同死体

を岡山県備前市 a s 町 a t a u 番地 a v 南側岸壁から海中に投棄し、 もって死体を遺棄した。

(証拠の標目)

(事実認定の補足説明)

- 第1 Mに対する殺人(判示第1の1)について
 - 1 争点

GらO家の者たちが、Mを死亡させて保険金を得る目的で、判示のとおり、 Mに対して種々の言動をし、同人がSから飛び降りて死亡したことについては おおむね争いがなく、証拠上も認めることができる。

主たる争点は、GらのMに対するこれらの言動が、殺人の実行行為性を有するか、具体的には、Mをして、崖から飛び降りる以外の選択ができない心理状態に陥らせるものであったか否かである。弁護人は、これを否定し、Mは抑圧されながらも自由意思の範囲で崖から飛び降りたから、自殺関与罪が成立するにとどまると主張するほか、殺意及び共謀を争っている。

2 当裁判所の判断

(1) Mが崖から飛び降りるまでの経緯

ア Mは、十代の頃にGと知り合い、成人後、Gによって家族同然の付き合いをさせられ、昭和57年頃、実姉APに連れられて熊本に逃げたが、Gに見付かって連れ戻され、以後、APのほか母AQ及び弟Pと共にGとの同居を強いられるようになった。

Gとの同居中、Mは、APやAQがGから殴る蹴る、飲食制限、正座強制等の虐待行為を受けているのを見ていた。しかし、Mは、APから一緒に逃げようと誘われたのに対し「捕まったらもっと何されるか分からんから。」などと言ってGの下にとどまっていた。

なお、Mは、平成13年にJと婚姻届出をして戸籍上は夫婦となっているが、入籍の理由は、Mが入院をしたときの病院の扱いが違うとか、Mの

年金が同人死亡後もO家に入るようにするためとかいうものであって、M と J との間に夫婦としての実体はなかった。

- イ Mは、昭和59年以降、段ボールのリサイクル工場で働いて給料をO家の家計に入れ続けており、少なくとも平成17年頃は、O家で唯一の稼ぎ手であった。平成16年頃、O家では、Gが浪費をし、旅行等の贅沢な生活をしていたにもかかわらず、M以外の者には仕事をさせなかったことが原因で、2000万円以上残っていたHのローンのほかにも5000万円近い借金を抱え、家計が苦しい状況にあった。同年12月頃、家計を管理していたJからそのことを聞いたGは、Mに対し「家、お金苦しいんや。」、「お金残して、逝ってくれるか。」などとO家のために死ぬように言った。
- ウ Mは、平成16年12月頃、前記のとおり、Gから死ぬように言われた上、その方法として、走行中の自動車の前に自転車で飛び出すことを指示された。これに対し、Mは、言葉の上では承諾していたが、平成17年2月、Gの下から行方をくらませた。しばらくして、Mは、O家が借りていた別のマンションの部屋にいるところを見付かり、Gから死ねないことについて執ように責められたが、その際「怖くてようできへん。」などと言っていた。
- エ Mは、その後、Rに付き添われて、道路を走る自動車の前に自転車で飛び出すことを二、三回試みたが、実行できずにいたところ、同年5月頃、Gから「結局おまえどないやねん。」などと問い詰められ、「やっぱりごめん。怖くてよう死なれへん。」などと答えた。これに対し、Gは、判示のとおり、「今更何言ってんねん。」などと怒鳴り付けた上、その頃から、飲食制限、暴行、長時間の正座強制などの虐待行為をMに加えた。その間、以前はMに好意的に接していたO家の他の者たちも、Mを庇おうとしなかっただけでなく、同人を責めるGの言葉にうなずいたりする一方で、Mを

無視する態度を示していた。そのような状況が続いていた同月下旬頃、Gは、Mに対し「高いところからやったら飛び降りれるか。」などと問い、Mは「それやったらできる。」と答えた。

オ その後、G、被告人、J、I、K、L、Rらは、判示のとおり、Mの飛び降り場所としてGが決めたSがある沖縄県にMを同行した上、MがSから飛び降りた日の前日から当日朝にかけて、Mが間もなく死ぬことを前提とする挨拶や儀式を行った。さらに、当日、Gを除いた者たちでSの上までMに同行し、集合写真の撮影を装って、Mを崖の縁に立たせた上、その横や前を半ば取り囲むようにしながら、Rにおいて、Mに早く飛び降りるよう促した直後に、同人が崖から飛び降りた。

(2) 殺人の実行行為性について

上記認定の経緯を基に殺人の実行行為性について検討する。

Mは、元々自ら進んでO家の一員となった訳ではなく、母や姉がGから虐待行為を受けているのを見ていたことから、自分の身を守るためにやむを得ずO家にとどまることにした。Mは、その後もGの暴虐ぶりを見ていたはずであるが、他に行くところもなかったことから、O家という閉鎖的な集団の中でGに逆らわずに真面目に生活を続けていたものと考えられる。このようなMにとっては、Gの意向に反する言動をすることは容易ではなく、だからこそ、O家の家計のために死ぬよう言われたのに対しても、いったんはこれを受け入れる態度を示したが、その後のMの言動からすると、本心では受け入れていなかったことが明らかである。

そこでGは、Mがいったんは死ぬことを受け入れる態度を示したことにかこつけて、同人が死ねないことを責め続け、同人にRを付き添わせるなどして、走行中の自動車の前に自転車で飛び出すよう強く促した。それでも死ねなかったMは、Gから判示のような虐待行為のほか、周囲からも無視されるという肉体的にも精神的にも大きな苦痛を伴う強度の働きかけを受ける中で、

Gから、確実に死ねる方法として高いところから飛び降りることを提示され て、これを受け入れることを自身の口で言わされるに至り、死ぬ以外の選択 は絶対に許されないという思いを植え付けられたものと解される。そして、 O家においては、MがSから飛び降りて死ぬことが既定の事実とされ、誰も それに異を唱えることのできない雰囲気が固まっていた。また、飛び降りの 実行に当たっても,沖縄にはG以下のO家の主だった者がそろって同行し, 思い出づくりや別れの儀式などを行うことによって、Mにもはや引き返せな いと思わせるような状況を作出した。その上で最終的にはSにも被告人を含 む多人数で同行し、集合写真の撮影を偽装する中で、Mを崖の縁に立たせ、 それを半ば取り囲むような状況下で飛び降りを促した。このようにGらは, Mが事故に見せかけて自ら命を絶つ行為に出るようにさせるため、死にたく ないというその本心を分かっていながら、同人がGに逆らえないことに乗じ て言行不一致を責め、肉体的・精神的苦痛を伴う働きかけを強力かつ執よう に行った上、周到な演出でMをSの縁まで導き、最後は明示的に飛び降りを 促している。したがって、Gらが行った判示の言動が、Mをしてもはやそこ から飛び降りる以外の選択ができない心理状態に陥らせるのに十分なもので あったことは明らかというべきである。

弁護人は、Mは抑圧されながらも自由意思の範囲で崖から飛び降りたと主張する。しかしながら、Mにとって、Gは怒らせてはならないという存在でしかなく、また、G以外のO家の者たちも、長年の共同生活を通じて相互に仲間意識のようなものを抱いていた可能性は否定できないものの、親族関係のない赤の他人である上、Mが望んで同居するようになった者たちでもないことからすると、自らの命を投げ出してまでその生活を守ってやろうと思うほどの存在ではない。少なくとも平成17年頃のO家では、Mだけが働いて、他の者は浪費や贅沢な生活で家計をひっ迫させていたのであって、Mがその犠牲にならなければならない道理は存在しない。Mに自由意思があれば、真

にGやO家のことを思って自ら命を絶つという意思決定に至るとは考え難い。本件において、Mは形の上では自ら命を絶っているが、その日時、場所及び方法はいずれもGによって一方的に決められており、そこにMの自由意思はうかがえない。さらに、Mが自由意思で死ぬことを受け入れていたことを示すものとして弁護人が指摘する言動のうち、初期のものについては、それが本心ではなかったことがその後の言動から明らかである。また、沖縄での被告人らに対する感謝の態度などは、Mがその時点で既に崖から飛び降りる以外の選択ができない心理状態にほとんど陥っていた上、儀式等によって、もはや引き返せないと思わざるを得ないような状況に置かれていたことからすれば、自由意思で死ぬことを受け入れていたことを裏付けるものとは言えない。MがSから飛び降りた原因は、Gらの判示の言動によって、崖から飛び降りる以外の選択ができない心理状態に陥っていたこと以外には考えられない。弁護人の主張は採用できない。

よって、GらがMに対して行った判示の言動は、殺人の実行行為性を有する。

(3) 殺意及び共謀について

前記認定の経過に照らすと、Gが、保険金を得る目的で、Mをして 崖から飛び降りる以外の選択ができない心理状態に陥らせて死亡させること を企図したことは明らかであって、殺意は優に認められる。

また、被告人も、平成17年3月上旬頃には、逃げたMを責める家族会議に同席して、GらがO家の家計のためにMを死亡させて保険金を得ようとしていること、ところがMは死ぬのが嫌で逃げ出したことを知った上で、以後、前記認定の経過をO家の一員として間近で見聞きしていただけでなく、Mを責めていたGに同調する態度を示す中で、「自分も何でもする。風俗でも行こうか。」などと発言したこともあった。さらに、被告人は、他のO家の者たちと一緒に、死ぬことを受け入れずに正座を強いられていたMを無視した

り、沖縄やSにも同行して、偽装の写真撮影に加わったりもしている。

これらの事実からすれば、被告人は、自分たちの行為によりMを死に至らしめることを認識して受け入れていた上、Gら他のO家の者たちともその意思を通じ合わせ、Mをして崖から飛び降りる以外の選択をすることができない心理状態に陥らせるという殺人の実行行為の一部を担っていたものと認められる。

よって、M殺害について、被告人に殺意及び共謀を認定することができ、 共同正犯が成立する。

第2 保険金詐欺(判示第1の2及び3)について

弁護人は、本件各保険金詐欺について、被告人は主観的にも客観的にも自分 たちの犯罪としてこれらに加担したとはいえないから、幇助犯が成立するにと どまると主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、Mをして崖から飛び降りさせる目的が、 事故を装って保険金を詐取することにあったことについては、被告人もこれを 認識した上でGらと意思を通じ合わせて殺人の実行行為の一部を分担したと認 められる以上、本件各保険金詐欺を成功させるために不可欠の前提条件を作り 出すのに関わったといえる。また、被告人は、Mの死後、同人が事故死した旨 虚偽の記載をした書面の作成にも加わっている。さらに、被告人は、O家の一 員として保険金の詐取によって利益を受ける立場にあることは当然認識してい たものと考えられる。

以上の事実関係に照らせば、被告人は、本件各保険金詐欺を行うことについて、十分な犯意と他の共犯者との意思疎通があり、しかも、その遂行において、実行行為そのものではないにせよ、自己の利害に基づき重要な行為を行ったものと認められ、自己の犯罪としてこれに加担した者として共同正犯の罪責を負うことは明らかである。弁護人の主張は採用できない。

第3 Bに対する身体加害略取(判示第2)について

1 争点

Gらが、判示のとおり、Bに対し、怒鳴りつけたり、大勢で取り囲んで罵ったりしたことや、Bを自動車に乗せてHまで連れ帰ったことについては争いがなく、証拠上も認めることができる。

主たる争点は、GらがBを略取したのか、具体的には、脅迫によりHに連れ帰ったのか否か、また、その際、Bの身体に対する加害の目的を有していたか否かである。

弁護人は、これらの点のほか、被告人の関与の共同正犯性についても争っている。

2 当裁判所の判断

(1) 略取について

Bは、平成15年にGから虐待を受けてaから行方をくらまし、同年9月末頃から本件当時まで和歌山県西牟婁郡ae町にあるAOで従業員として住み込みで働いていたが、その間、実子である被告人やDにも居所を知らせずにいた。Gらは、そのようなBの下へ、多人数で何の前触れもなしに押しかけて、判示のとおり、社員寮の一室でBを大勢で取り囲んで怒鳴りつけたり、罵ったりした。そのような行為が、Bに多大な恐怖心を与えるものであって、脅迫に当たることは明らかである。Gから逃れたいというBの思いの強さは、本件当時まで4年以上にわたり身を隠していたという事実から明らかであって、余程の事情がない限り、自らGと共に生活しようなどと思うはずがない。それにもかかわらず、BがGらに押しかけられて僅か二、三日の間に、和歌山を引き払ってHで生活することになった理由は、前記のようなGらの脅迫によって、そうしなければ、更なるGの怒りを買い、大きな声で怒鳴られるだけでなく、暴力を受けたり、自由を奪われたりもするのではないかと恐れたこと以外には考え難い。

弁護人は、Bは、実家の用事や娘である被告人らの存在があったため、

自らHに行ったと主張する。この点について、被告人は、Bが尼崎に戻って行うべき用事として、既に死亡して遺体が隠されていたBの実母ARについて、怪しまれないように捜索願を出すことなどがあった旨述べる。しかし、そのようなことは、ARの孫に当たる被告人やDでもできた上、そのためにBが和歌山を引き払う必要まではなかったというべきである。また、被告人自身、和歌山滞在中、上記用事に関して具体的な話はなかった上、BがHに行った後、そのような用事をした事実もないと述べている。さらに、Bは、被告人やDを置き去りにしてまで身を隠していたのであるから、同人らの存在は、Bが自らHに行く動機になったとは考えにくい。弁護人の主張は採用できない。

よって、Gらは、脅迫によりBをHに連れ帰ったものと認められ、同人を略取したといえる。

(2) 身体に対する加害目的について

身体に対する加害目的略取の罪における加害目的は、未必的・条件的な 加害の認識でも足りると解される。

前記のとおり、Bは、平成15年にGから虐待行為を繰り返し受けた末に、行方をくらましていた。しかも、被告人の供述によれば、Bが上記虐待行為を受けたのは、Gに嫌われていた上、空気を読んでうまく立ち振る舞うことができずにGの怒りを買っていたことが原因であったものと認められる。このような事実関係に照らすと、Kが証言するように、BがGの下で生活するようになれば、遅かれ早かれ、Gの意に沿わない言動をするなどして、再びGから暴力を含む虐待行為を受けること、その際には、他のO家の者たちもGに指示されて何らかの関与をすることになることは、被告人を含め、平成15年の状況を知る者であれば、当然予想できたものと考えられる。実際、Gは、BをHに連れ帰った後、1か月も経たないうちに、同人がEに好意を持っているなどと決めつけて、DにBを殴らせて

いる。この点も併せ考えると、Gが和歌山に行く前後でBに好意的な発言をしたり、和歌山滞在中にBと和やかに会話をしたりしたことがあっても、一時的かつ表面的なものであったことは明らかというべきである。したがって、虐待行為の張本人であるGはもちろんのこと、被告人らも、BをHに連れ帰るに当たって、Gの意に沿わない言動をしてその怒りを買うであろうBに対し、暴力を含む虐待行為を加えることになることを認識していたものと認められる。

よって、被告人らには、本件略取行為に当たり、Bの身体に対する加害の目的があったというべきである。

(3) 共同正犯性について

被告人は、Gらと共に、Bを連れ帰ることを分かっていながら和歌山に行っただけでなく、AOでは、Bを呼び出したり、同人を責めるGに同調して、「親面するな。」などと言ったりした上で、Bを連れ帰る際にも同行している。また、前記のとおり、被告人も、BがGの意に沿わない言動をしてその怒りを買い、暴力を含む虐待行為を受けることになることを認識していた。これらの事実関係に照らせば、Bに対する本件身体加害目的略取の犯行について、被告人がGらと互いに意思を通じ合わせ、自分たちの犯罪としてこれに加わったことは明らかであって、BがHに住むことについて、被告人が本心ではこれを望んでいなかったとしてもこの認定を左右しない。

よって、被告人の関与はBに対する身体加害目的略取の共同正犯に当たる。

(なお、BをHに連れ帰った後の行為は、身体加害目的略取の犯罪行為そのものではないので判示しない。)

第4 Dに対する監禁、殺人(判示第3の1)について

1 争点

G及びその指示を受けたO家の者たちが、判示のとおり、平成20年7月頃から同年12月上旬頃までの間、DをHのベランダに置かれた樹脂製物置内に入れるなどして監禁し、同人に種々の虐待行為を加えたこと、同月上旬頃、Dが上記樹脂製物置内で死亡したことは争いがなく、証拠上も認めることができる。

また、Dの監禁中、被告人、R、E、I、J、K及びLは、Gと共にHに居住して、その指示・意向に従って行動し、Dに対する上記監禁、虐待行為に一定の関与をしたことについても争いがなく、証拠上も認められる。

争点は、(1)GらがDに対する監禁、虐待行為を平成20年11月中旬頃以降 も継続したことが殺人の実行行為に当たるか否か、(2)その際、被告人らに殺意 があったか否か、(3)被告人の関与が監禁、殺人の共同正犯に当たるか否かであ る。

弁護人は、これらをいずれも否定し、(1)及び(2)については、同年11月中旬頃、Dは生命が危ないほどに衰弱していたかは疑問であり、少なくとも被告人やGにそのような認識はなかったとし、(3)については、被告人は、Gの犯行を手伝ったにすぎないなどとして、被告人には、監禁罪、監禁致死罪又は傷害致死罪の各幇助犯が成立するにすぎないと主張する。

2 当裁判所の判断

(1) 殺人の実行行為について

ア Dに対する監禁, 虐待行為の内容

平成20年7月頃からDに対して行われた監禁, 虐待行為の具体的な内容は以下のとおりである。

無行

Dの身体各部への暴行は、死亡するまでほぼ毎日のように行われ、素 手のほか、サンダルの底、タイヤブラシ、たばこの火などが使われるこ ともあり、Dの身体から傷や痣がなくなることはなかった。特に、一緒 に樹脂製物置に入れられていたEがGに許されて居室に戻された同年9 月以降は、Dに加えられる暴行の時間や量が増えて、傷の状態は次第に 悪化していった。

② 姿勢や動作の強制

樹脂製物置内では、Dに対し、基本的には正座のままでいるよう強制 したほか、長時間にわたり、立ったままの姿勢でいさせたり、足踏みを 続けさせたりした。

③ 食事の制限

Dに食事を与えるのは平均すると2日に1回の割合であり、特に同年 9月以降は二、三日にわたり食事を与えないことが何回もあった。

食事を与える日であっても、ほとんど1日1食とし、内容も白米とカップ麺というような炭水化物の類を大量に与えることがほとんどであり、たまに残り物を添えたり、白米に生卵をかけてやったりすることもあったが、栄養面はほとんど考慮されなかった。

④ 睡眠の制限

Gが起きている間はDも眠ることを許されず、日中、Gが仮眠していても、Dが居眠りをすることは許されなかったため、Dの1日当たりの睡眠時間は3時間から5時間程度に制限されていた。

⑤ 不衛生な環境下に放置

風呂場での入浴はさせず、たまにベランダや公園で身体に水をかけて 水浴びをさせるだけであった上、排泄は、樹脂製物置内に置かれたバケ ツにするように強制し、同年11月頃にはトイレットペーパーも使わせ なかった。

⑥ 寒冷期の薄着強制

平成20年10月以降も昼夜を問わず衣服として半袖シャツと七分丈 のズボンしか着させず、防寒具等も与えなかった。なお、同年11月下 旬から12月上旬にかけての現場付近の最低気温は、最も高くて同年1 1月28日の10.5度、それ以外の日は5度ないし7.5度の範囲であった。

以上のとおり、平成20年7月頃以降、Dに対して行われた監禁、虐待行為は、その内容において極めて過酷なものであり、日々同人から体力を奪い、その回復の機会を失わせ、健康状態や負傷部位を悪化させるものである。しかも、このような行為を同年11月中旬頃まで約4か月にわたり継続すれば、その時点で既にDを著しい衰弱状態に陥らせることは経験則上明らかである。また、それ以後も同様の行為を継続することは、寒冷期に入り、マンション8階のベランダに置かれた樹脂製物置内という気温の点では屋外と大差ない場所にDを薄着のまま放置するものであって、同人の身体から体温を失わせるものでもある。したがって、同年7月頃から同年11月中旬頃までの間、Dに対して行われた監禁、虐待行為は、同人を著しい衰弱状態に陥らせるのに十分なものであり、これを継続すれば、体温の低下をも伴う更なる衰弱の進行によって生命に危険が及ぶことは、一般的な社会生活上の知識・経験に照らして明らかというべきである。

イ Dの身体状況

Dは、平成20年9月初め頃には、肋骨が浮き出て、頬がこけ、顔の骨格が明らかになり、同年10月下旬頃には、骨と皮だけという印象を抱かせるような状態になっていた上、身体各部に無数の痣が見られたほか、足のむくみがひどく、足首にくびれがなく、ふくらはぎから足まで同じような太さという状態であった。さらに、同年11月24日頃までには、Dの頸部の脂肪組織が失われていたことが当時の写真から確認できる。

ウ 衰弱状態や死因に関する医師の見解

災害医療等を専門とするAS医師は、前記のDに対する監禁、虐待行為の内容及びDの身体状況を踏まえ、Dは、平成20年11月中旬頃には著

しい衰弱状態にあり、その後の監禁、虐待行為の継続により、更なる衰弱 すなわち低栄養・低体温等の複合による諸臓器の機能不全により死亡した ものと考えられる旨の見解を述べているところ、その理由及び結論は、不 自然・不合理な点がなく、十分信用することができる。

エ 監禁、虐待行為を継続することの危険性

以上のような平成20年11月中旬頃までにDに対して行われた監禁, 虐待行為の内容や期間,その頃のDの身体状況及び医師の見解からすると, Dは,遅くともその頃までには,それまでの監禁,虐待行為によって既に 著しい衰弱状態にあって,その後も監禁,虐待行為を受け続けたことにより,一層衰弱が進み,低栄養・低体温等から生命維持のための諸臓器が機能しなくなって死亡したものと認められる。

よって、同月中旬頃以降も上記の監禁、虐待行為を継続したことが、D を死亡させた原因になったことは疑いがなく、同人を死亡させる現実的な 危険性を有するものであったことは明らかである。

オ 弁護人の主張について

弁護人は、同年11月中旬頃のDは命が危ないほどに衰弱していたかは 疑問であるとする根拠として、Dが同月上旬頃一緒に樹脂製物置に入れら れていたNに対して半日以上暴力を振るっていたこと、常に食事を完食し ていたこと、長時間の足踏みができたことなどを挙げる。

しかし、弁護人の挙げるDの行動は、いずれもGから強制されたものであり、従わなければそれだけで手酷い暴行を受けなければならなかったのであるから、弱った身体を酷使し、苦痛に耐えて行ったということも十分考えられる。弁護人の主張は採用できない。

力 結論

よって、GらがDに対する監禁、虐待行為を平成20年11月中旬頃以降も継続したことは殺人の実行行為に当たる。

(2) 殺意について

ア Dが死亡する危険性の認識

前記のような平成20年11月中旬頃までにDに対して行われた監禁, 虐待行為の内容からすると、それらを更に継続すれば同人の生命に危険が 及ぶことは、容易に想定できる上、その頃のDの衰弱状況をも併せて見れ ば、もはや明らかというべきである。

そして、Dに対する監禁、虐待行為の内容及び同人の身体状況については、Gがそれらを最も良く知っており、それ以外のO家の者たちも、多かれ少なかれ知り得る状況にあった。特に被告人は、Gと行動を共にすることが多かった上、Dとは姉妹であることから、同人の扱いや状況については関心をもって見ざるを得なかった。

また、同月10日、それまでDと一緒に樹脂製物置に閉じ込められて虐待を受けていたNが同物置内で死亡しており、そのことは、O家の者たちにおいて、Dも監禁、虐待行為を受け続ければ同様に死亡するかも知れないとの認識に至る十分なきっかけになったものと考えられる。

実際、E及びKの各証言によれば、同人らは、N死亡後もDに対する監禁、虐待行為が続いたことから、Dも死亡するかもしれないと考えていたことが認められ、Gや被告人も同様の認識を有していた可能性は十分ある。加えて、被告人は、監禁中のDがGから許されることはないと思っていた、GのDに対する虐待行為を見て、Dの死亡するぎりぎり手前のところまで行っているような危うさを感じることがあった、自分が同じようなことをされれば死ぬだろうと思ったなどと述べており、監禁、虐待行為によってDの生命が危険にさらされているとの認識があったことを十分うかがわせる。

以上によれば、G及び被告人を含むO家の者たちは、平成20年11月 中旬以降も監禁、虐待行為を継続することによりDが死亡する危険性を認 識していたものと認められる。

イ Dの死を容認していたこと

Gは、上記認識にもかかわらず、なおも監禁、虐待行為を主導してこれ を継続したのであるから、Dの死を容認していたことは明らかである。

また、被告人も、平成20年7月以降、Dに対する監禁、虐待行為に関わった上で、同年11月中旬以降も、同じような監禁、虐待行為を続けることに特に反対することなくHで生活していたばかりか、モニターでの監視、食事制限への関与、樹脂製物置の扉の施錠(フック)などを継続して、Dに対する監禁、虐待行為に関わり続けた。さらに、当時、被告人は、Dの存在を疎ましく思っており、D死亡時も平静を保っていた。

これらの事実関係に照らすと、被告人もDの死を容認していたものと認められる。

ウ 弁護人の主張について

弁護人は、Gが監禁中のDの健康状態を確認していたことなどを根拠と して、Gに殺意があったとするには疑問があると主張する。

しかし、被告人の供述によっても、GはDの爪や舌を見たというにとどまり、健康状態の確認としてははなはだ不十分であって、治療行為などとは到底いえない。むしろ、Gは、そうすることによってDの死亡時期を見計らっていたということも十分考えられるのであるから、Dの爪や舌を見たことがGの殺意を否定する事情とはいえない。

工 結論

以上によれば、G及び被告人いずれについてもDに対する殺意を認める ことができる。

(3) 共同正犯性について

GがDに対する監禁、虐待行為を行うことについて、被告人は、HでGと 共に生活する中で当然これを見聞きしていただけでなく、O家の他の者たち と共に、Gに同調する行動や態度をとっていたのであるから、Gらと意思を 通じ合わせていたことは明らかであり、共謀は優に認められる。

その上で、被告人は、D監視用のカメラやモニターの設置作業の一部を行った上、そのモニターでDを監視して、その様子をGに報告していたほか、Dが入れられていた樹脂製物置に食事を運ぶ際、その扉を開閉後、外側のフックによる施錠を行っていた。被告人は、HにおいてGの意向に従って行動するO家の一員として生活していたこと自体でDの監禁に関わっていただけでなく、上記のとおり、Dを脱出困難にするための行為も自ら行っていた。したがって、被告人が監禁の実行行為の一部を行ったことは明らかである。

そして、本件において監禁は、Dに対する殺人行為の基本的な要素であることや、前記のとおり平成20年11月中旬以降も同人に対する監禁、虐待行為に関わり続けたことに照らすと、被告人は、殺人の実行行為の一部を分担していたものと認められる。

以上によれば、被告人は、Gらと共謀の上、監禁及び殺人の実行行為の一部を分担しており、弁護人が主張するようにGの犯行を手伝ったにすぎないなどとはいえず、これらを自分たちの犯罪行為として行ったものと認められる。

よって、被告人の関与は監禁及び殺人の共同正犯に当たる。

第5 Nに対する監禁(判示第3の2)について

Gが判示のとおりNを監禁したことは争いがなく, 証拠上も認めることができる。

争点は、被告人の関与が共同正犯に当たるか否かであり、弁護人は幇助犯に とどまると主張する。

しかしながら、Nを監禁することについて、被告人はGに同調する態度をとっていたのであるから、同人と意思を通じ合わせていたことは明らかであり、 共謀は優に認められる。また、被告人は、Nとの関係でも、HにおいてO家の 一員として生活していたこと自体でその監禁に関わっていただけでなく、Nが Dと同時に樹脂製物置に入れられていたことから、前記モニター監視等をして、 Nの脱出を著しく困難にするための行為を行っていたといえる。

よって、被告人の関与は共同正犯に当たる。

(なお、R, E, I, K及びLについては、平成20年11月9日未明頃より前にNの監禁に加担した事実は証拠上認め難い。)

第6 Pに対する逮捕監禁,殺人(判示第4)について

1 争点

Gらが、判示のとおり、平成23年7月25日未明頃から同月27日の日中までの間、PをHのベランダに設置されたラティス製物置に閉じ込め、その両腕・両脚を緊縛するなどして身動きできないようにした上、同人に対し、飲食を与えず、暴行を加えたことにより、高カリウム血症に基づく心停止又は肺塞栓症に基づく循環不全により同人を死亡させたことは争いがなく、証拠上も認めることができる。

争点は、(1)Gらが2日半の間にPに対して行った行為は殺人の実行行為に当たるか否か、(2)G及び被告人に殺意があったか否か、(3)被告人の関与は逮捕監禁,殺人の共同正犯に当たるか否かである。

弁護人は,これらをいずれも否定し,被告人の行為は,逮捕監禁罪,逮捕監禁致死罪又は傷害致死罪の各幇助犯にとどまると主張する。

2 当裁判所の判断

(1) 殺人の実行行為性について

Pに対する一連の逮捕監禁、虐待行為は、O家で預かっていた少女(AT家の娘)の胸をPが触ったことに対する制裁のため、Hのベランダにあったラティス製物置に閉じ込め、PPロープ等で緊縛し、正座姿勢を強制的に保持させておくという一貫した目的と態様で行われている。よって、これらは全体を一体的なものとして捉えることができる。そして、これら一連の行為

がPの身体に高カリウム血症に基づく心停止又は肺塞栓症に基づく循環不全 を引き起こして同人を死亡させたのであるから、人を死亡させる現実的な危 険のある行為であることは明らかであり、殺人の実行行為に当たる。

弁護人は、当初の緊縛行為後に行われた縛り直しを含む種々の虐待行為は、 Pが緊縛されていたPPロープを何度か自分で緩めたことに対して、それぞれ制裁を加えたものであって、事前に予測できるものではなく、全体として一体性はない旨主張する。しかし、PPロープでPを緊縛するに当たって、同人が動いて緩みが生じ、縛り直したり、動きを封じるような措置を講じたりすることは予測の範囲内であったというべきである。縛り直しの必要が生じたからといって、当初のAT家の娘の胸を触ったことに対する制裁という目的が失われる理由もない。弁護人の主張は採用できない。

(2) 殺意について

ア Gの殺意

Pに対する逮捕監禁、虐待行為は、当初から高温多湿の物置に閉じ込め、手足を拘束して飲食を途絶させるというものであり、それだけでもPの生命に対する危険を有するものであることは常識的に明らかである。しかも、逮捕監禁、虐待行為がわずか2日半のうちにエスカレートして一層過酷なものとなっていることからすると、Gは逮捕監禁の当初から、Pに対して過酷な虐待行為を行うことを考えていた可能性が高い。

また、被告人の供述によると、O家で預かっていた少女の胸をPが触ったことを知った時のGの怒りは尋常ではなく、その直後に召集されたO家の家族会議において、Pに対し「お前絶対許さんからな。」、「殺したるから待っとれよ。」などと言い、また、最後の縛り直しの際には、被告人に対して「こんな奴死んでもええから。」、「加減せんでええから。」と言ったことが認められる。

これらの事実関係によれば、Gは、逮捕監禁の当初から、以後行う虐待

行為がPを死亡させる危険性の高いものであることを認識し、Pの死を容認しつつ、一連の虐待行為を行ったものというべきであり、GにはPに対する殺意があったものと認められる。

イ 被告人について

被告人は、その供述によれば、PがAT家の長女の胸を触ったことをGが知れば、以前にGらから虐待を受けて死亡したDよりも、もっと酷い虐待がPに対して行われるであろうと思っていたこと、また、Pの行いを実際に知った時のGの言動から、Gが本気でPを殺す気になっていると思っていたが、PのしたことやGの怒りの強さからすれば、それもやむを得ないことと考えていたこと、その上で、自らPに対する動静監視や緊縛行為の一部を行ったことが認められる。

以上によれば、被告人が、Pに対する逮捕監禁の当初から、Pが受けることになる虐待行為が同人を死亡させる危険性の高いものであることを認識し、その結果、Pが死亡することも受け入れていたものと認められ、被告人にも殺意があったものと認められる。

(3) 共同正犯性について

被告人は、前記のとおり、O家の家族会議の場で、GがPに対する怒りをあらわにし、同人の殺害をも辞さないような言動をするのを聞いて、そのGに共感している。その上で、被告人は、Pに対する逮捕監禁の当初からその状況を認識し、さらに、Pが死亡する危険性の高い虐待行為を受けるであろうことをも認識しつつ、自らPの動静監視や緊縛行為の一部を行っている。

よって、被告人は、Gと互いに意思を通じ合わせた上、Pに対する逮捕監禁、殺人の実行行為の一部を行っており、これらの犯行を自分たちの犯罪として行ったものと認められるのであって、被告人の関与は各罪の共同正犯に当たる。

第7 死体遺棄(判示第5)について

1 争点

Pの死体が、Gらによって判示第5の1及び2のとおり遺棄されたこと、同2においては被告人も死体の移動に直接関わったことは争いがなく、証拠上も認めることができる。

争点は、判示第5の1の死体遺棄行為についても被告人が共同正犯の罪責を 負うか否かであり、弁護人は、同死体遺棄行為における被告人の関与は、補助 的かつ限定的なものであり、幇助犯にとどまると主張する。

2 当裁判所の判断

被告人は、判示第5の1の死体遺棄行為そのものは行っていない。しかしながら、被告人を含むO家の者たちは、Pが死亡したことを知った平成23年7月27日の時点で、かつてHで亡くなった者たちと同様に、Pの死体をどこかに隠す必要があるとの認識を共有していたものと考えられる。また、被告人は、前記のとおりPの緊縛行為の一部を行うなどしてPの殺害に加担しており、Pの死体を処分することに対して直接的な利害関係を有する。そして、被告人は、同日夜、RらがPの死体をHから運び出す際、Rから、子供たちを子供部屋からリビングに連れて行くように言われたため、RらがPの死体を外に運び出すために子供部屋を通ろうとしているものと考え、それに支障がないように子供たちを移動させている。これらの事実関係に照らすと、被告人の共謀は明らかである上、Pの死体を子供たちの目に触れさせることで、P殺害が世間に発覚する端緒にもなりかねないことからすると、被告人の上記行為は、P殺害の犯跡隠蔽という死体遺棄の目的を達する上では重要な行為といえる。

よって、被告人は、判示第5の1の死体遺棄行為についても、自分たちの犯罪として行ったものと認められるのであって、共同正犯の罪責を負うというべきである。

なお、判示第5の1及び2の死体遺棄は、いずれもPの殺害を隠蔽する目的で、Gの明示又は黙示の指示によりO家の者たちが同じPの死体に対して行っ

たものであり、やや日時が離れているものの、包括一罪の関係にあるものと解 される。

(確定裁判)

裁判日 平成25年3月25日

裁判所 神戸地方裁判所尼崎支部

罪 名 窃盗罪

刑名刑期 懲役2年

確定日 平成25年4月9日

証 拠 検察事務官作成の統合捜査報告書(乙70)

(法令の適用)

1 罰条

- (1) 判示第1の1の行為刑法60条,199条
- (2) 判示第1の2(包括して)及び第1の3の各行為 いずれも刑法60条,246条1項
- (3) 判示第2の行為刑法60条,225条
- (4) 判示第3の1の行為のうち監禁の点 刑法60条,220条殺人の点 刑法60条,199条
- (5) 判示第3の2の行為刑法60条,220条
- (6) 判示第4の行為のうち逮捕監禁の点 刑法60条,220条殺人の点 刑法60条,199条
- (7) 判示第5の行為

包括して刑法60条,190条

- 2 科刑上一罪の処理
 - (1) 判示第3の1の監禁罪と殺人罪,判示第3の1のDに対する監禁罪と判示第 3の2のNに対する監禁罪について

それぞれ1個の行為が2個の罪名に触れる場合

刑法54条1項前段,10条

結局以上を1罪として最も重い判示第3の1の殺人罪の刑で処断

- (2) 判示第4の逮捕監禁罪と殺人罪について
 - 1個の行為が2個の罪名に触れる場合

刑法54条1項前段,10条

1罪として重い殺人罪の刑で処断

3 刑種の選択

判示第1の1,第3の1及び第4の各罪について いずれも有期懲役刑を選択

- 4 併合罪の処理
 - (1) 判示各罪について いずれも前記確定裁判があった窃盗罪と刑法 4 5 条後段の併合罪 同法 5 0 条
 - (2) 刑法45条前段,47条本文,10条 刑及び犯情の最も重い判示第1の1の罪の刑に法定の加重
- 5 未決勾留日数の算入 刑法21条
- 6 訴訟費用の不負担

刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

1 本件各犯行のうち主要なものは、判示第1の1のMに対する殺人、判示第3の

- 1のDに対する監禁,殺人及び判示第4のPに対する逮捕監禁,殺人である。 よって,本件の量刑判断は,殺人罪3件を含む事案であることを基礎とすべき である。
- 2 判示第1の1のMに対する殺人は、保険金取得を目的としており、金銭のために他人の生命を奪うという社会的には最も許しがたい殺人行為の類型の一つに属する。加えて、Gらは、Mの従順さにつけ込んで、O家のために犠牲になることを執ように迫り、それに従わないと見るや、正座強制、飲食制限、暴行等の虐待行為をし、Mを断崖から飛び降りる以外の選択ができない心理状態に追い詰めており、その生命を奪うに当たって多大な苦しみを与えている。この点においてもMに対する殺人は違法性が高い。

もっとも、Mを前記の心理状態に追い詰める上で最も重要な要因となったのは、GやRによる働きかけや虐待である。被告人も、家族会議でGに同調的な言動をする、Mを無視する、沖縄へ同行する、Mが飛び降りる際に写真撮影を装う、などの行為をしているものの、これらの行為が結果発生に与えた影響は、GやRの行為と比べると明らかに小さく、両名を除く共犯者らとおおむね同程度のものと評価できる。

3 判示第3の1のDに対する監禁,殺人は,Dを約5か月もの長期間にわたって 劣悪な衛生環境で監禁した上,食事,睡眠等を制限し,暴行を加えるなど,Dの 人格を踏みにじり,肉体的・精神的に多大な苦しみを与えていることからすると, 制裁に名を借り,虐待自体を目的とした陰湿な犯行と見られることから,その違 法性は極めて高い。

そして、被告人は、モニターの設置作業の一部を行ったり、そのモニターを通じてDを監視したり、Gに居眠りを報告して暴行のきっかけを作ったり、自らも暴行を加えたり、食事制限に関与したりしており、その役割は、G及びRを除く共犯者と比較すると大きいと評価できる。もっとも、Dに与える食事の内容や頻度はすべてGが決めていたこと、被告人が自ら暴行を加えたのは平成20年11

月よりも前であったことなどを考慮すると、被告人の行為がDの死亡という結果 の発生に与えた影響は、Gと比較すると明らかに小さく、Rほど大きくはない。

4 判示第4のPに対する逮捕監禁,殺人は,2日以上にわたり,高温多湿の物置内に閉じ込めて飲食をさせなかった上,丸太への縛り付けなど強度の緊縛を伴う虐待を継続的に行っている点で,残酷な犯行である。Pが破廉恥な行為をしたことに対する制裁として行われた点は,そのような私的制裁は社会的には許されず,殺人行為としての違法評価を下げる事情ではない。

被告人は、Pの縛り直しの際に緊縛行為の一部を行ったり、物置でPが出した物音をRに報告したりしており、J、I 及びKよりは、Pの死亡という結果の発生に影響を与えたといえる。他方、犯行全般を指示し、自らPに対する暴行を行ったGや、Pに対する緊縛や暴行を繰り返したR 及びE よりは、被告人の行為が結果の発生に与えた影響は明らかに限定的である。

5 次に、被告人がGから受けた影響について検討する。

Gは、被告人が17歳の時にその自宅に乗り込み、Rの扱いに関し因縁を付けて被告人の両親を責めた上、高圧的で相手に有無を言わせない語り口によって両親やその親族をも屈服させた。さらに、Gは、親族同士で互いに暴力を振るわせるなどして被告人を取り巻く家族関係や親族関係を崩壊させたほか、被告人の目の前で被告人の母Bを虐待することにより、被告人がBに対して幻滅し、自分に従うように仕向けた。そして、Bらが行方をくらますと、被告人は、O家の一員となるべくHに住むことになり、Gの支配する閉鎖的な集団の中で生活するようになった。被告人は、Gの下で日常的に暴力等の虐待行為を目にしたり、それによって人が死亡する場面に接するうち、次第に、親しい者同士の暴力を肯定するG独自の価値観を受け入れ、虐待行為や人の死に大きな抵抗感を抱かないという異常な価値判断や感覚を否応なしに身に付けていったものと考えられる。被告人が本件各犯行に加担した背景には、このような被告人において容易に抗えないGの強い影響が存在したことは否定できず、この点は、被告人に対する非難を減ず

る事情というべきである。もっとも、上記のようなGの影響は、事件や時期によって濃淡があり、特に、Dに対する犯行については、被告人が自分の判断でGに追従した面も小さくないから、非難を減ずるにも限度がある。

6 以上を踏まえ、被告人の行為責任に見合う刑について検討する。

前記のとおり、本件が殺人罪3件を含む事案であることに加え、それらの目的 や態様をも考慮すると、本件各犯行に対して全面的に責任を負うべき者に対して は極刑も十分考えられる。

しかし、被告人については、各殺人の犯行における関与の程度を総合すると、その負うべき責任の重さは、GやRと比較して明らかに小さい上、加担の背景に前記のとおりGの影響があったことも否定できない。そうすると、それ以外の保険金詐欺(判示第1の2及び3)、Bに対する身体加害目的略取(判示第2)、Nに対する監禁(判示第3の2)及び死体遺棄(判示第5)の各犯行にも加担していることを併せても、被告人の行為責任に見合う刑は、懲役25年程度からややそれを下回るあたりに位置づけるのが相当である。

- 7 それ以外の事情としては、M及びPの遺族が厳しい処罰感情を示しており、これを軽視することはできない。他方で、被告人は、自分の公判において不利なことを含めて素直に供述しているだけでなく、一連の捜査や共犯者の公判においても事実関係を詳細に供述し、事件の真相解明に貢献している。また、被告人は、子供らの存在を支えに更生への意欲を示し、これまでの価値判断や感覚の異常性を自覚して、今後反省を深めようとしている。さらに、被告人について前記確定裁判が存在する。これらは被告人に有利に斟酌すべき事情である。
- 8 そこで以上の諸事情を考慮し、主文のとおり量刑した。

(検察官求刑 懲役30年)

平成28年2月12日

神戸地方裁判所第4刑事部

裁判長裁判官 佐茂剛

裁判官 空 閑 直 樹

裁判官 若林貴子